

(平成24年10月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年6月までの期間及び53年1月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成7年4月から15年2月までについては、国民年金第3号被保険者期間として記録訂正することはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から51年6月まで
② 昭和53年1月から61年3月まで
③ 平成7年4月から15年2月まで

私は、20歳から国民年金保険料は絶対に納付しないといけなかったと思っていたので、真面目に納付していた。申立期間①及び②のうち、納付していない時期もあるかもしれないが、年金記録では当該期間の全てが未納又は未加入期間となっていることに納得できない。

また、申立期間③については、私の夫は会社に勤め厚生年金保険に加入していたはずであり、健康保険は夫の被扶養者だったと記憶しているが、年金記録では国民年金第3号被保険者期間とされていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人が所持する年金手帳、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所(当時)の国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は昭和51年7月11日と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間①は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。
- 2 申立期間②については、上記の年金手帳、国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、申立人が昭和55年10月4日に国民

年金被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立期間②のうち、同年10月から61年3月までは未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立期間②のうち、昭和53年1月から55年9月までについては、上記の国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳のいずれにおいても、当該期間のうち、54年4月から55年3月までが申請免除の期間とされているのを除き、未納と記録されている上、同被保険者名簿には、国民年金保険料の未納通知が申立人に届いたが、納付する意思が無いことを56年3月に確認したことが記載されている。

なお、申立期間②のうち、昭和54年11月から55年2月までの期間、同年5月、同年8月及び同年9月については、当初、申請免除又は未納と記録されていたが、当該期間は申立人の当時の夫が厚生年金保険に加入していたことから、平成22年8月に未加入期間（合算対象期間）に変更処理され、現在の年金記録となっている。

- 3 申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の当時の夫は、当該期間を通じて国民年金に加入している上、申立人が当時の夫が勤務していたと記憶する事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成10年4月1日からであり、同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の中に当時の夫の氏名は確認できない。

また、申立人は、平成10年4月1日から17年4月2日までA市の国民健康保険に加入していることから、申立期間③において国民年金第3号被保険者であったとは考え難い。

- 4 国民年金に加入すれば、国民年金手帳記号番号が払い出されることから、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索及びオンライン記録による氏名検索を行ったが、申立期間①から③までを通じて、申立人に払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②については、申立人が国民年金保険料を納付していたこと、申立期間③については、申立人が国民年金第3号被保険者であったことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の申立期間③については、国民年金第3号被保険者として記録訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年2月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和56年2月から63年3月まで

昭和56年1月末に会社を退職して2、3か月後に国民年金保険料の納付書が送付されてきた。保険料を納付することは義務だと思い、どうにか遣り繰りをしながら納付しており、納付を怠ったことは無いのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続はしていないものの、会社を退職して2、3か月後に国民年金保険料の納付書が送付されてきたと主張しているが、国民年金への加入手続を行って加入しなければ、国民年金保険料の納付書は発行されない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿、オンライン記録における申立人の国民年金第3号被保険者資格取得の処理日及び同市の「当市において、昭和56年2月1日から63年4月25日までを強制加入被保険者として、また、同年4月25日以降を第3号被保険者として、遡って加入する処理を行った。」との回答から、平成元年12月頃に同市で払い出されたものと推認されることから、申立期間は、その当時は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は送付されないため、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間当時、国民年金に加入すれば、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立人が在住していた地域を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出された昭和56年2月から57年1月までの期間に係る国民年金手帳記号番号について確認したが、申立人の氏名は見当たらない上、オンライン記録による氏

名検索によっても、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2740 (事案 734 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 2 年 1 月 1 日まで
前回の申立ての後、平成元年 1 月から同年 12 月までの給料台帳が見付かった。そこでは、厚生年金保険料も控除されている。

また、昭和 63 年の給料台帳は見付からなかったが、平成元年と同様に保険料が控除されていたはずなので、再度調査の上、A社の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、申立期間の前後の期間と同じ 41 万円に訂正してほしい。

なお、A社に係る社会保険の事務処理は、社会保険労務士事務所に委託しており、私は関与していない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間当時、申立事業所の代表取締役として、同事業所に在籍し、同事業所の業務執行に責任を負う立場にあったと考えられること、ii) 社会保険庁(当時)の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、その前後の期間より低額となっているものの、遡って訂正されるなど不合理な処理が行われた形跡はみられないこと、iii) 申立事業所では、保存期間経過により関係書類を保管していないとしており、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することはできないことなどから、平成 21 年 8 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、申立期間のうち、平成元年 1 月から同年 12 月までの給料台帳が見付かったとして、同台帳を提出している。

しかしながら、本件申立てについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づいて記録の訂

正の要否が判断されるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されており、上述のi)のとおり、申立期間当時、申立事業所の代表取締役であり、同事業所の業務執行に責任を負う立場にあった申立人に係る本件申立ては、上記のただし書の規定に該当するものであることから、記録訂正の対象とすることはできない。

また、申立人は、申立事業所に係る社会保険の事務処理は、社会保険労務士事務所に委託しており、自身は関与していなかったとしているが、申立人が業務執行に責任を負う代表取締役であったことから、申立人は、当該事業所における厚生年金保険の保険料納付義務の履行の状況について知り、又は知り得る状態であったと認められる。

さらに、申立人から提出された上述の給料台帳から、申立期間の一部について申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額等が確認できるものの、当該提出資料等から、本件申立てについて、特例法第1条第1項ただし書の適用を除外すべき特段の事情等をうかがうことはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間当時、申立事業所の業務執行に責任を負う立場にある代表取締役であり、特例法第1条第1項ただし書に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。